

## 教育・保育施設における送迎用バスに対する安全装置の 装備状況調査結果について（静岡市分）

◆内容など	<p>現在、国において、教育・保育施設等における送迎用バスに対する安全装置の装備状況調査を実施していますが、国の公表前に静岡県が県内の設置状況を公表するため、併せて本市の設置状況について公表します。</p> <p>なお、本市の結果については、本日静岡県から公表された県内全般の結果の内数となります。</p> <p><b>【安全装置装備状況等調査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査依頼日：令和5年5月30日（火）</li> <li>・調査対象：本市所管の民間の保育所等施設 201 施設              （保育所 54 施設、認定こども園 54 施設、地域型保育事業所 49 施設、認可外保育施設（ベビーマッサージ-除く）44 施設）</li> <li>※市立こども園で送迎用バスを運行している施設はありません。</li> <li>・調査内容及び結果</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 75%;">調査内容</th> <th style="width: 20%;">結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>安全装置の設置が義務付けされている送迎用バスの有無及び台数</td> <td style="text-align: center;">29 施設 65 台</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>本年5月15日時点で安全装置の設置が完了した送迎用バスの台数</td> <td style="text-align: center;">4 台 6.2%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>本年6月30日までに安全装置を設置予定の送迎用バスの台数</td> <td style="text-align: center;">40 台 61.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「3. 6月30日までに設置予定」には、「2. 5月15日時点で設置済」の台数を含む。              詳細については別紙のとおり</p> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・送迎用バスへの安全装置の設置については、令和5年4月1日から義務化されています。なお、令和6年3月末までの経過措置が設けられています。ただし、国が施設に対して、可能な限り令和5年6月末までに設置に努めるよう促しています。</li> <li>・安全装置を6月末までに設置予定のない施設については、聞き取りの結果、8月末までには全ての施設において設置予定であることを確認済です。</li> <li>・安全装置が設置されるまでの間は、降車時に子どもが車内に取り残されていないか車内全体の確認を徹底するなど、代替措置を講ずることが義務付けられています。なお、代替措置や安全確認の実施状況等については、7月より実施する指導監査において確認を行います。</li> <li>・送迎用バスへの安全装置設置に係る経費については、本市において各施設に対し補助金を交付します（上限額 175,000 円/1 台）。</li> </ul>		調査内容	結果	1	安全装置の設置が義務付けされている送迎用バスの有無及び台数	29 施設 65 台	2	本年5月15日時点で安全装置の設置が完了した送迎用バスの台数	4 台 6.2%	3	本年6月30日までに安全装置を設置予定の送迎用バスの台数	40 台 61.5%
	調査内容	結果											
1	安全装置の設置が義務付けされている送迎用バスの有無及び台数	29 施設 65 台											
2	本年5月15日時点で安全装置の設置が完了した送迎用バスの台数	4 台 6.2%											
3	本年6月30日までに安全装置を設置予定の送迎用バスの台数	40 台 61.5%											

別紙資料 有

**【問合せ】** 幼保支援課(清水庁舎9階)  
 担当 西山、福村  
 電話 054-354-2622

提供日 2023/06/22  
 タイトル 教育・保育施設における送迎用バスに対する安全装置の装備状況  
 調査結果の公表（静岡市分）  
 担当 子ども未来局幼保支援課  
 連絡先 総務・事業者指導係 TEL 054-354-2622

## 1 概要

現在、国において、教育・保育施設等における送迎用バスに対する安全装置の装備状況調査を実施しているが、静岡県の公表に併せ静岡市内の設置状況を公表する。

## 2 静岡市内の送迎用車両に対する安全装置の設置状況

（6月22日とりまとめ値）

施設類型	R5					
	施設数	運行台数	設置状況			
			5/15時点で設置済		6月末までに設置完了予定 ※1	
			台数	設置率	台数	設置率
保育所 （保育所型認定こども園含む）	1	1	0	0.0%	1	100.0%
幼保連携型 認定こども園	24	58	4	6.9%	34	58.6%
地域型保育事業所	1	2	0	0.0%	2	100.0%
認可外保育施設	3	4	0	0.0%	3	75.0%
計	29	65	4	6.2%	40	61.5%

※1 「6月末までに設置完了予定」の台数には「5/15時点で設置済」の台数を含む

（参考：安全装置設置義務化の概要）

項目	内容
車両運行時の義務付け事項 （R5.4.1～）	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗降の際に、点呼等の方法により、園児等の所在を確認（送迎だけでなく、施設外活動時等も対象）</li> <li>送迎用車両への安全装置の装備及び降車時に装置を用いて園児等の所在を確認</li> </ul>
安全装置義務化の対象施設	保育施設（保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設）、幼稚園、特別支援学校、障害児通所施設（児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス）
安全装置義務化の対象車両	通園等を目的とした車両のうち、3列以上座席のある車両
安全装置の種類	<p>（自動検知式）エンジン停止後にセンサーが作動し、置き去りにされた子どもを検知すると車外へ警報が鳴るもの</p> <p>（降車時確認式）エンジン停止後に運転手等へ向けて、社内の確認を促すアナウンスが流れ、運転手等が車内を確認し、車両後方に設置したスイッチを押すとアナウンスが止まるが、スイッチが押されない場合は車外へ警報が鳴るもの</p> <p>※国のガイドラインに適合した装置を設置する必要あり</p>

提供日 2023/06/22

タイトル 教育・保育施設における送迎用バスに対する安全装置の装備状況調査結果の公表（静岡県分）

担当 健康福祉部こども未来局こども未来課、スポーツ・文化観光部総合教育局私学振興課

連絡先 こども未来課 保育班 TEL 054-221-2924  
私学振興課 指導班 TEL 054-221-2937



## 1 概要

現在、国において、教育・保育施設等における送迎用バスに対する安全装置の装備状況調査を実施しているが、国の公表前に静岡県内の設置状況を公表する。

## 2 県内の送迎用車両に対する安全装置の設置状況

（6月22日とりまとめ値）

施設類型		R5					
		施設数	運行台数	設置状況			
				5/15時点で設置済		6月末までに設置完了予定 ※1	
				台数	設置率	台数	設置率
保育所 (保育所型認定 こども園含む)	県	9	13	5	38.5%	8	61.5%
	政令市	2	4	0	0.0%	4	100.0%
幼保連携型 認定こども園	県	38	79	18	22.8%	47	59.5%
	政令市	32	78	17	21.8%	53	67.9%
地域型保育事業所	県 ※2	(1)	(2)	(2)	100.0%	(2)	100.0%
	政令市	2	4	2	50.0%	4	100.0%
認可外保育施設 (地方裁量型認定 こども園含む)	県	11	32	4	12.5%	8	25.0%
	政令市	9	27	0	0.0%	4	14.8%
公立幼稚園 (幼稚園型認定 こども園含む)	県	6	7	1	14.3%	4	57.1%
	政令市	4	5	0	0.0%	5	100.0%
私立幼稚園 (幼稚園型認定こども園含む)		115	246	76	30.9%	184	74.8%
特別支援学校		20	98	1	1.0%	97	99.0%
計		248	593	124	20.9%	418	70.5%

※1 「6月末までに設置完了予定」の台数には「5/15時点で設置済」の台数を含む

※2 地域型保育事業所の県所管1施設2台は同一法人立の認定こども園の車両を共用

### 3 調査結果の状況

- ・ 5月15日時点では設置済が124/593台、設置率20.9%となっているが、安全装置の導入については、国が施設に対して、可能な限り令和5年6月末までの導入に努めるよう促していることから、施設区分によってばらつきがあるものの、6月末までの整備完了予定は、418/593台、70.5%と設置が進み、今後、更に設置が進んでいくことが見込まれる。
- ・ 認可外保育施設の設置が、他と比べて低いのは、外国人保育施設が約7割を占め、設置経費や制度の理解に課題があるためと捉えている。外国人保育施設に対しては、制度内容や設置補助金の概算払についても周知を行い、経過措置期間内の設置を促していく。
- ・ 県としては、安全装置が設置されるまでの間の代替措置の徹底をしつつも、可能な限り早期の設置を進め、設置率が100%となるよう設置支援を実施していく。

### 4 今後の取組

- (1) 車両送迎を行う県内全保育施設等への注意喚起用マグネットシート、ステッカーの配布
  - ・ 6月29日(木)、磐田市内保育施設にて、マグネットシートの車体への貼付と安全管理装置の設置確認
- (2) 県警と連携した街頭啓発(8月上旬)

(参考：安全装置設置義務化の概要)

項目	内容
車両運行時の義務付け事項 (R5.4.1～)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 乗降の際に、点呼等の方法により、園児等の所在を確認(送迎だけでなく、施設外活動時等も対象)</li><li>・ 送迎用車両への安全装置の装備及び降車時に装置を用いて園児等の所在を確認</li></ul>
安全装置義務化の対象施設	保育施設(保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設)、幼稚園、特別支援学校、障害児通所施設(児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス)
安全装置義務化の対象車両	通園等を目的とした車両のうち、3列以上座席のある車両
安全装置の種類	(自動検知式)エンジン停止後にセンサーが作動し、置き去りにされた子どもを検知すると車外へ警報が鳴るもの (降車時確認式)エンジン停止後に運転手等へ向けて、社内の確認を促すアナウンスが流れ、運転手等が車内を確認し、車両後方に設置したスイッチを押すとアナウンスが止まるが、スイッチが押されない場合は車外へ警報が鳴るもの ※国のガイドラインに適合した装置を設置する必要あり